

環境影響評価書縦覧のお知らせ

事業者である埼玉県から「彩の国資源循環工場第Ⅱ期事業に係る環境影響評価書」が提出されました。この事業は、大里郡寄居町大字西ノ入字高根沢大谷ほかで実施されるものです。



事業概要／(1) 事業者 埼玉県

(2) 対象事業の名称 彩の国資源循環工場第Ⅱ期事業

(3) 対象事業の種類 廃棄物処理施設(最終処分場)の設置

縦覧期間・時間／平成23年1月11日(火)から25日(火)までの午前9時～午後4時30分※土・日曜日を除きます。

場所／次の場所で自由にご覧いただけます。

埼玉県環境部環境政策課	さいたま市浦和区高砂3-15-1	048・830・3041
埼玉県東松山環境管理事務所	東松山市六軒町5-1	0493・23・4050
埼玉県北部環境管理事務所	熊谷市末広3-9-1	048・523・2800
寄居町生活環境課	寄居町大字寄居1180-1	048・581・2121
深谷市環境課	深谷市仲町11-1	048・571・1211
小川町環境保全課	小川町大字大塚55	0493・72・1221
東秩父村保健衛生課	東秩父村大字御堂634	0493・82・1221

※各縦覧場所で評価書をお貸しすることができます。

上記以外に県立図書館(浦和、熊谷、久喜)、県政情報センター、深谷市・寄居町・小川町・東秩父村の各図書館でもご覧になれます。開館時間、開館日については各館にお問い合わせください。

問い合わせ／県環境部環境政策課環境影響評価担当(☎048・830・3041)へ。

公表します!

町の財政事情

平成22年度上半期
(平成22年4月～9月)

町では、12月1日に平成22年度上半期の財政事情を公表しました。これは、町の財政状況を皆さんに広く知っていただくために、6月と12月の年2回、定期的に行っているものです。

一般会計予算の執行状況

9月末日の一般会計の執行状況は下のグラフのとおりです。予算現額は、105億7,615万6千円(前年度からの繰越予算を含む)で、収入済額は47億9,603万3千円、45.3%の収入率となっています。

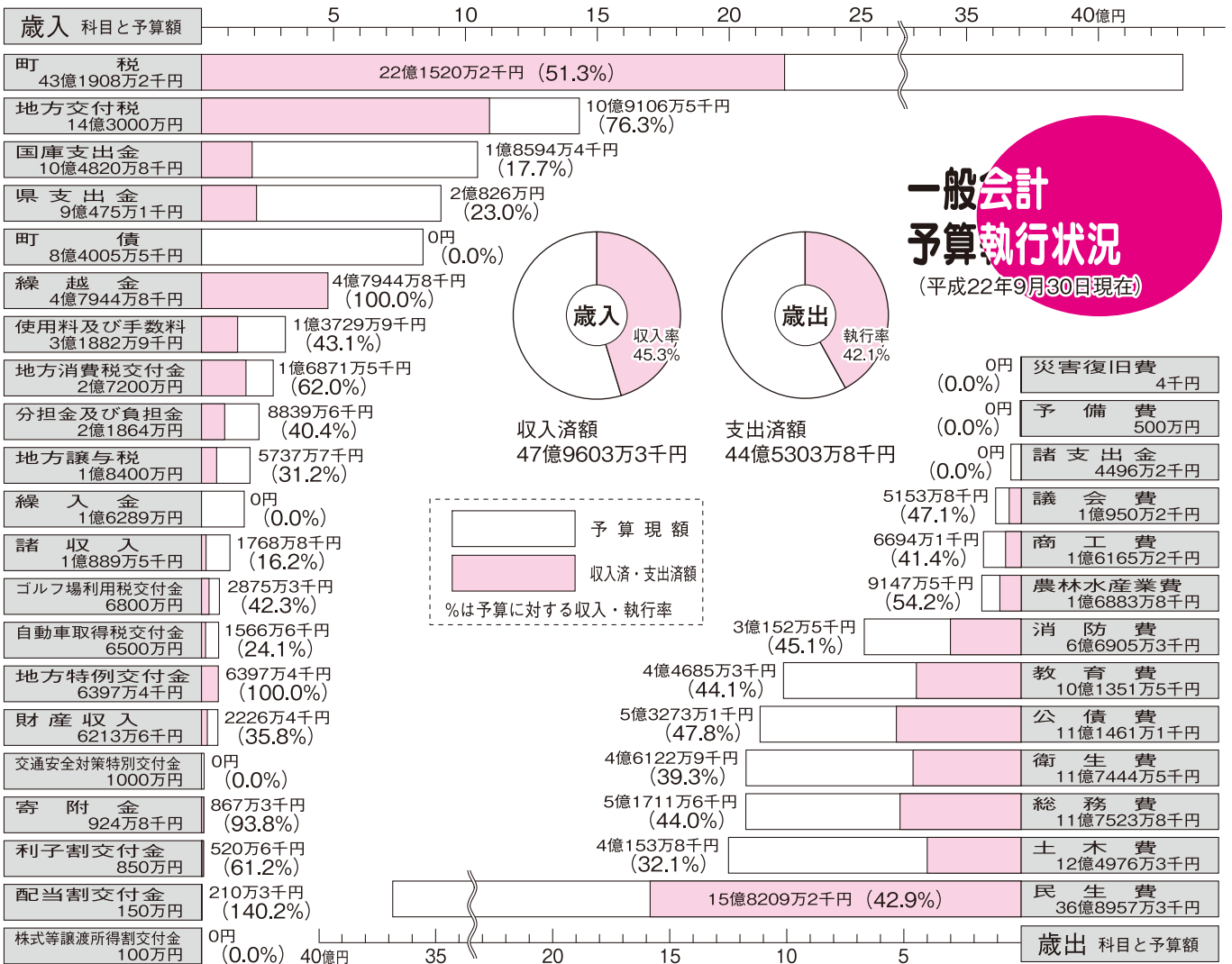
収入済額の主な内容としては、町税と地方交付税で収入済額の全体の68.9%を占めています。これは、税の納付や交付税の交付が年度内に平均して行われるのに対して、国・県支出金や町債などは、事業費の確定後に交付されることから、年度の下半期に集中して交付されるためです。

支出済額は44億5,303万8千円、42.1%の執行率となっています。土木の費等の執行率が低いのは、支払いが工事完了後の下半期になる事業が多いためです。

一般会計

予算執行状況

(平成22年9月30日現在)



特別会計予算の執行状況

歳入				歳出			
区分	予算現額	収入済額	収入率 %	区分	予算現額	支出済額	執行率 %
国民健康保険	38億2858万6千円	13億8501万1千円	36.2	国民健康保険	38億2858万6千円	18億9810万8千円	49.6
老人保健	643万8千円	101万円	15.7	老人保健	643万8千円	3万4千円	0.5
後期高齢者医療	3億426万9千円	1億1408万4千円	37.5	後期高齢者医療	3億426万9千円	9528万1千円	31.3
下水道事業	6億5240万9千円	2億8298万2千円	43.4	下水道事業	6億5240万9千円	2億3116万8千円	35.4
農業集落排水事業	3億3318万1千円	4905万円	14.7	農業集落排水事業	3億3318万1千円	6595万6千円	19.8
水道事業 収益的	8億6784万円	4億3912万3千円	50.6	水道事業 収益的	8億2548万9千円	2億711万1千円	25.1
水道事業 資本的	1億3322万5千円	1249万5千円	9.4	水道事業 資本的	5億8334万9千円	6373万4千円	10.9
合計	61億2594万8千円	22億8375万5千円	37.3	合計	65億3372万1千円	25億6139万2千円	39.2

問い合わせ／財務課(☎581・2121内線321)へ。

年金 あれいれ

源泉徴収票が
送付されます

厚生年金・国民年金の「老齢年金」などの公的年金は、税法上「雑所得」として所得税の課税対象になります。

そのため、日本年金機構から平成22年中に「老齢年金」を受け取られている方へ、平成23年1月下旬までに源泉徴収票が送付されます。

源泉徴収票は、確定申告をするときに提出してください。もし源泉徴収票を紛失された場合は再交付できますので、お近くの年金事務所へ申し出てください。

※遺族年金や障害年金については非課税ですので、源泉徴収票は送付されません。

基礎年金番号
(年金手帳)は
大切に!

基礎年金番号は、20歳になり国民年金に加入したときや、就職して厚生年金や共済組合に加入したときなど、公

的年金に初めて加入したときに番号が決められ、年金手帳が交付されます。

その後、加入する年金制度が変わっても、基礎年金番号は加入履歴などを記録し、あなたの年金を守る生涯変わることはない大切な「一人1番号」となります。

年金に関する問い合わせや届け出、また年金請求(裁定請求)の際には、基礎年金番号が必要となりますので、年金手帳は大切に保管してください。

問い合わせ／埼玉国民年金電話相談センター(☎525・1844)、熊谷年金事務所(☎522・5158)、または町民課(☎581・2121内線108・109)へ。

※問い合わせの際は、年金番号・住所・氏名・生年月日を確認させていただきます。また、熊谷年金事務所への問い合わせ件数が多く、電話がながりにくい場合がありますのでご了承ください。